

## リサイクルステーション

◇と き 2月6日(日) 午前9時～11時(時間厳守)

(時間外のもの、お受け取りできません)

◇と ころ 旧日本ラインシユロス駐車場(太田橋東側)

◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります

◇回収品目 ①新聞紙 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④ダンボール  
⑤紙箱 ⑥牛乳パック ⑦使用済み食用油  
⑧古着(春夏物衣料品、綿素材のもののみ回収します) ⑨アルミ缶  
⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ

※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください



1カ月前、母が電力会社の

### ◇相談2

クーリング・オフで無条件解約できるので、書面の書き方・出し方の助言をしました。

### ◇助言

3日前、「借金の返済中でお金がない」と断っているのに、「名義人を妻、保証人を父にすればよい」と話を一方的に進められ、太陽光発電システム・IHクッキングヒーター・電気温水器など(総額44.9万円)を契約したが、解約したい。(40歳代男性)

### ◇相談1

## 太陽光発電システムなどの超強引な販売にご注意!

窓口は…消費生活相談情報  
中濃地域振興局振興課  
電話 0574-25-3111  
(可茂総合庁舎内)  
岐阜県消費生活センター  
電話 058-265-0999



ら30万円の解約料を支払え

「電気代が安くなる」と太陽光発電システムの販売勧誘に訪れた。話が延々と続き、午前零時になっても帰らないので仕方なしに契約(約240万円)した。1カ月後に断りの電話をするが応じず、突然弁護士から、「解約したいのなら30万円の解約料を支払え」と請求された。その後午前零時ごろに電話があったりする。(60歳代男性)

### ◇相談3

夜の11時に、ある業者が「電気代が安くなる」と太陽光発電システムの販売勧誘に訪れた。話が延々と続き、午前零時になっても帰らないので仕方なしに契約(約240万円)した。1カ月後に断りの電話をするが応じず、突然弁護士から、「解約したいのなら30万円の解約料を支払え」と請求された。その後午前零時ごろに電話があったりする。(60歳代男性)

数日後に温水器が設置されるといふことであつたので、書面で「電力会社社員をかたてて販売された」・「電気温水器の価格および電気代についての不実告知」の問題点を指摘して、契約の取り消しを販売会社とクレジット会社に通知するよう助言しました。

### ◇助言

「電気代が安くなる」と太陽光発電システムの販売勧誘に訪れた。話が延々と続き、午前零時になっても帰らないので仕方なしに契約(約240万円)した。1カ月後に断りの電話をするが応じず、突然弁護士から、「解約したいのなら30万円の解約料を支払え」と請求された。その後午前零時ごろに電話があったりする。(60歳代男性)

### 消費者への アドバイス

1. 強引な販売は、特定商取引法で禁止されています。また、消費者契約法で取り消しができる場合がありますので、早めに消費生活センターにご相談ください。

2. (財)建築環境・省エネルギー機構(TEL03-3222-6997)では、ソーラー施工技術者の勤務する工事店の工事を勧めています。また、工事店の名簿も管理していますので、契約の前に確認すると良いでしょう。

※消費生活で困ったことがありましたら早急に最寄りの相談窓口にご相談ください

### ◇助言

割賦契約は成立しておらず、太陽光発電も設置前ということでしたので、深夜の強引な訪問販売などの問題点を指摘した書面を販売会社に通知し、後は毅然(きぜん)と断るよう助言しました。